

かながわの青少年2011

神奈川県青少年白書(概要版)

平成
23年版



葉山港(葉山町)

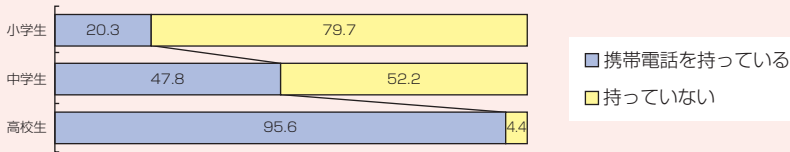
この冊子は、青少年の健全な育成のために地域で活動される方々や関係機関のために作成した、神奈川県青少年白書「かながわの青少年2011」の概要版です。神奈川の青少年の現状や県の青少年行政の主な施策についてご紹介していますので、日々の活動にお役立ていただければ幸いです。

神奈川県青少年白書の全文は、県のホームページのほか、県政情報センター、各地域県政情報コーナーにおいてもご覧いただけます。

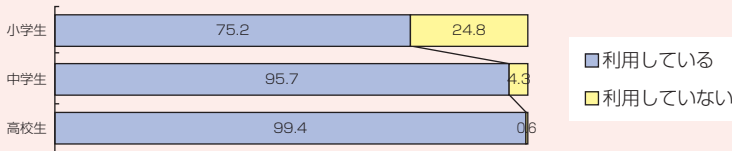
県ホームページ

携帯電話

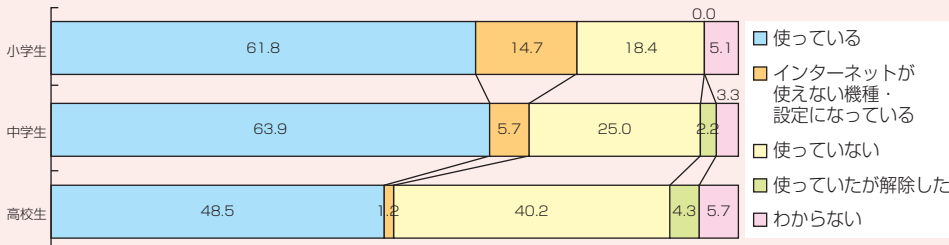
携帯電話の所有状況（全国・青少年調査）



インターネットの利用（全国・青少年調査）*携帯電話を持っている青少年



フィルタリングの利用（全国・保護者調査）



出典：平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書（内閣府）

解説

平成23年6月に内閣府が全国の青少年3,000人、保護者3,000人を対象に調査を行った結果、携帯電話の所有は、小学生では約2割（20.3%）、中学生では4割後半（47.8%）、高校生ではほとんど（95.6%）でした。そのうち、小学生の7割半ば（75.2%）、中・高校生のほとんど（中学生95.7%、高校生99.4%）がインターネットを利用しています。携帯電話におけるフィルタリング利用率は、小学生で7割後半（76.5%）、中学生で約7割（69.6%）、高校生では約5割（49.7%）でした。



- 携帯電話などから、インターネット上の有害情報に接することで、犯罪被害などに遭う事件が後を絶ちません。
- フィルタリングは、インターネット上の有害情報に接続できないようにする有効なシステムです。
- ネットトラブルを防止するには、青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を身に付けることが大切です。



県では、こんな取り組みをしています!

フィルタリングの徹底

青少年保護育成条例では、18歳未満の青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングの設定を義務付けており、原則として解除できません。

（青少年課）



携帯電話教室

児童・生徒が携帯電話の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動（CSR）を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。（学校支援課）

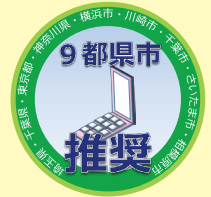


携帯電話サイト「かながわモード」



携帯電話の安全・安心な使用のために、携帯電話の危険性を認識するページや代表的なトラブルへの対処法を案内するページなどから構成される携帯電話サイトを運営しています。（学校支援課）

青少年向けの携帯電話機の推奨制度がスタート



首都圏の9つの都・県・政令市が共同で、「有害サイトにアクセスできない」「深夜は利用できない」など青少年が安心して使用できる携帯電話機などの機種を推奨する制度がスタートしました。（青少年課）

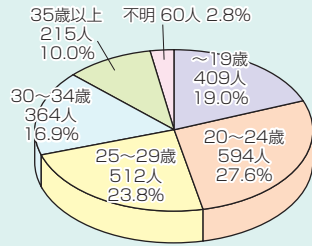
スマートフォンやゲーム機にもフィルタリングを!

スマートフォンや携帯型ゲーム機から、無線LAN接続でインターネットを利用する場合も、フィルタリングを設定しましょう。（青少年課）

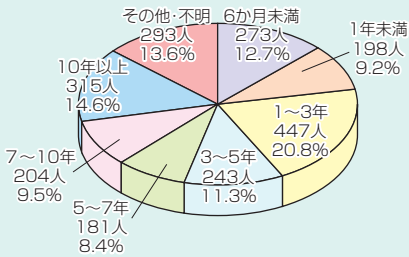


ひきこもり

ひきこもり本人の年齢分布



問題発生から相談にいたるまでの期間



出典：青少年センター統計資料

解説

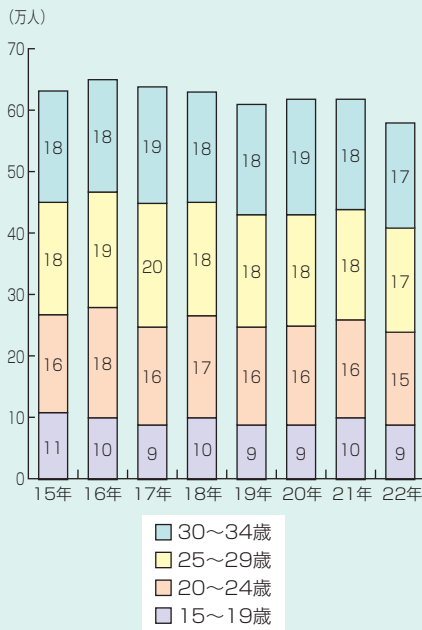
平成16から22年度までに、30歳代までの青少年の様々な悩み事の相談窓口である「青少年サポートプラザ」に寄せられたひきこもりに関する電話相談は2,154件で全体の15.5%を占めています。年齢構成の内訳を見ると、20歳代が51.4%、30歳以上の相談者も26.9%に上ります。問題発生から相談にいたるまでに5年、10年と経過している相談者も少なくありません。

就 労

解説

全国の若年無業者は、平成22年平均で60万人となり、若年人口(2,855万人)に占める割合は、約2.1%にあたります。年齢階級別にみると、25~29歳及び30~34歳がそれぞれ17万人と最も多く、ついで20~24歳が15万人となっています。
注) 若年無業者：ここでは15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者としています。

年齢階級別若年無業者の推移



出典：労働力調査（総務省統計局）



ひきこもりの若者の推計数

全国で
約69万6,000人
神奈川県で
約5万3,000人

内閣府が平成22年に全国5,000人の若者を対象に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、家や自室に閉じこもって外に出ない若者のひきこもりの割合は1.79%で約69万6,000人と推計されました。その割合を基に県内のひきこもりの若者を推計すると約5万3,000人になります。（青少年課）

ひきこもり青少年支援情報

県のホームページに開設した「神奈川県青少年相談支援情報サイト」に『ひきこもり青少年支援情報』を掲載しています。（構成）

- ①ひきこもりとは？
 - ②相談機関の紹介
 - ③民間支援団体の紹介
 - ④神奈川県の支援情報
 - ⑤その他の支援情報等
- （青少年課）



- ひきこもりになってから、相談するまでに何年もかかっている人がたくさんいます。
- 若年者（15~34歳）の約2.1%が無業者です。
- どちらの場合も、少しでも早く相談していただくことが大切です。



県では、こんな取り組みをしています！

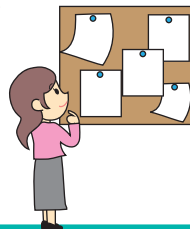
青少年サポートプラザ

青少年の多様な悩みにきめ細かく対応する総合的相談窓口としての青少年サポートプラザの活動を充実を図っています。平成23年4月には、「神奈川県西部青少年サポート相談室」をNPOと協働で開設しました。（青少年課）



かながわ若者就職支援センター

キャリアカウンセリングをはじめ、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供などを行い、若者の就職活動を支援しています。（雇用対策課）



いじめ・暴力行為・不登校

いじめの認知件数

(国公立小・中・高等・特別支援学校)

1位 愛知県	9,308件
2位 千葉県	8,412件
3位 熊本県	5,796件
・	
・	
6位 神奈川県	4,673件

※1,000人あたりの認知件数は、5.1件(全国16位)

暴力行為の発生件数

(国公立小・中・高等学校)

1位 大阪府	8,348件
2位 神奈川県	7,347件
3位 兵庫県	3,470件
4位 千葉県	3,318件
5位 東京都	3,050件

※1,000人あたりの発生件数は、8.0件(全国5位)

不登校の児童・生徒数

(国公立小・中・高等学校)

小・中学校

1位 神奈川県	10,102人
2位 東京都	9,718人
3位 大阪府	8,863人

※1,000人あたりの不登校生徒数14.0件(全国1位)

高等学校

1位 大阪府	6,800人
2位 東京都	5,032人
3位 神奈川県	3,818人

※1,000人あたりの不登校生徒数19.4人(全国10位)

出典：平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

解説

文部科学省が全国の小・中・高等学校等を対象に行った調査では、平成22年度中のいじめ認知件数(4,673件)は全国で6番目に多く、暴力行為発生件数(7,347件)は全国で2番目、そして不登校の小・中学生(10,102人)は全国で最も多くなっています。



- 本県の学校では、いじめ・暴力行為及び不登校の発生件数は、全国的にも高い水準で推移しています。
- 学校や地域に子どもの笑顔(SMILE)があふれるように、大人が子どもに関心を持ち、行動を起こすことが大切です。



県では、こんな取り組みをしています!

スクールカウンセラーの配置

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等を「スクールカウンセラー」として政令指定都市を除く全公立中学校(3学級未満の学校を除く)及び県立高等学校拠点校54校に配置するとともに、スクールカウンセラーへの助言・指導を行う「スーパーバイザー」を教育局に配置しています。



(子ども教育支援課・学校支援課)

不登校児童・生徒の支援

不登校児童・生徒のための居場所づくりを進めるフリースクール等と学校関係者による連携協議会を設置し、連携協力して不登校相談会、進路情報説明会などの事業を実施しています。(子ども教育支援課)



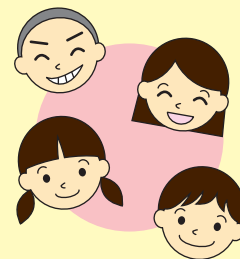
少年サポートチーム活動

学校、PTA、地域の大人やボランティア、教育委員会、児童相談所、少年警察ボランティア、警察などが力を合せて、相談活動、補導活動、居場所づくりなどを推進し、非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている学校や個々の少年の立ち直りを支援する活動です。校門での朝のあいさつ活動や美化活動など様々な活動を通して、学校と地域がつながり、これまでに、いくつもの学校が明るく活気を取り戻しています。

(県警少年育成課)

かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ

子どもたちと家庭や地域の大人たちとの様々な交流の機会やコミュニケーションの機会を充実させ、子どもや大人、学校や地域全体が笑顔になることを目指して、県民の皆さんが力を合わせて取り組む県民運動です。SMILEには、笑顔という意味とともにSupport(子どもの育ちを支援)、Magnet(地域や人のつながり)、Interest(子どもの育ちへの関心)、Life(いのちを守り、育む)、Enjoy(楽しみながら取り組む)の意味を込めています。(学校支援課)

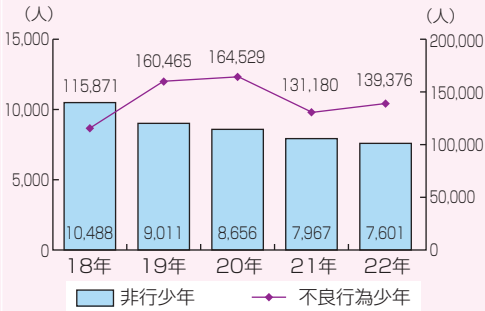


非行等

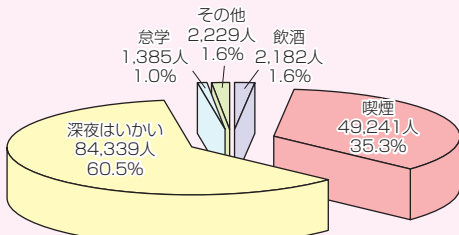
解説

- 県内の非行少年は5年連続で減少しており、平成22年は7,601人でした。
- 平成22年中に不良行為少年として補導された少年は13万9,376人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が95.8%を占めています。

非行少年等の検挙・補導状況



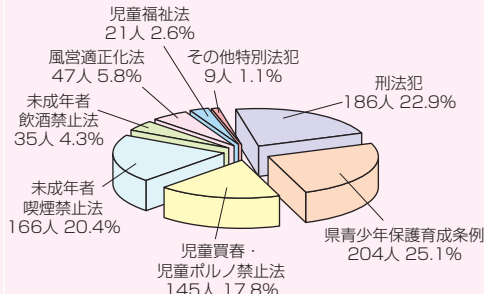
不良行為少年の行為別状況



出典：STOP! THE少年非行平成22年版（警察本部）

犯罪被害

福祉犯罪による被害少年の状況



解説

平成22年中の被害少年は813人となっています。法令別では、県青少年保護育成条例違反が204人（25.1%）と最も多く、次いで刑法犯186人（22.9%）、未成年者喫煙禁止法違反166人（20.4%）、児童買春・児童ポルノ禁止法違反145人（17.8%）となっています。

出典：少年非行の概要【平成22年中】（警察本部）



福祉犯罪とは？

金銭や品物を渡して児童に性的な行為をする児童買春や、風俗営業店で18歳未満の者に客の接待をさせるなどの犯罪です。少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を阻害するおそれがあります。（県警少年育成課）

酒、たばこ購入時の年齢確認にご協力を！

県青少年喫煙飲酒防止条例



未成年者が、酒、たばこを容易に手に入れない社会環境づくりのため、青少年喫煙飲酒防止条例では、酒・たばこ販売店に、証明書による年齢確認を義務付けています。（青少年課）

深夜外出は保護者同伴でも原則禁止です！

県青少年保護育成条例

深夜（夜11時～朝4時）の外出は、青少年の生活習慣の乱れや健康への影響が心配されます。青少年だけで外出させないことはもちろん、保護者同伴でも外出しないようにしてください。（青少年課）

- 不良行為は、危険と隣り合わせ。小さな芽のうちに、しっかりと対応することが大切です。
- 一部の業者の利益優先主義と大人の享乐的な風潮などによって、少年にとって好ましくない環境が生み出されています。
- 大人が責任を持ち、地域ぐるみで環境の健全化に取り組むことが大切です。



県では、こんな取り組みをしています！

高校生による非行防止教室



高校生が講師となって、警察本部作製の紙芝居等を使った非行防止教室を開催しています。幼児や小・中学生と一緒に社会のルールやまきを学ぶ取り組みです。

（学校支援課・県警少年育成課）

少年補導活動



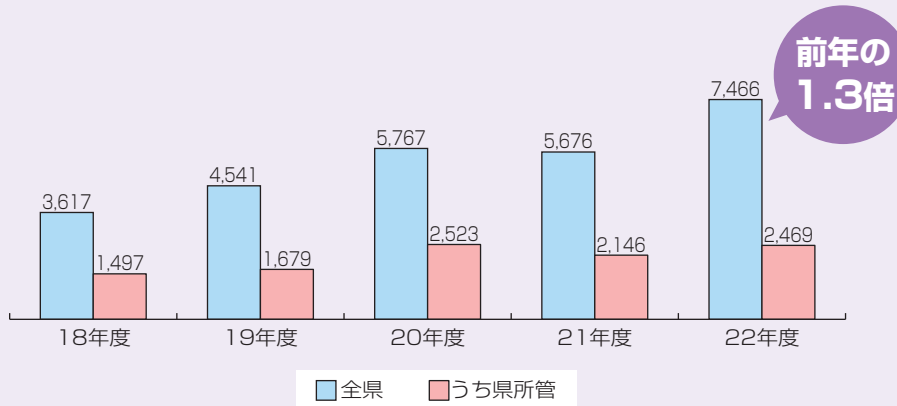
少年補導員による深夜の補導活動

警察と少年補導員、学校関係者等が連携し、街頭補導活動を充実させ、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

（県警少年育成課）

児童虐待

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（件数）



内容別件数内訳

区分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	性的虐待	心理的虐待	総数
平成22年度	2,557件	2,437件	148件	2,324件	7,466件

出典：子ども家庭課

解説

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成21年度は微減したものの年々増加傾向にあり、平成22年度は前年の約1.3倍と大幅に増加しました。これは、幼児を放置して死亡に至るなど重篤な虐待死亡事案についての報道が相次いだことによる県民や関係機関の認識の高まりなどが大きな要因と考えられます。



- 児童虐待の対策は、県や市町村、児童相談所、医療機関などが連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を進めることが必要です。
- 虐待による死亡事案など深刻な被害を防ぐには、地域住民が協力し、兆候を見逃さないようにすることが大切です。

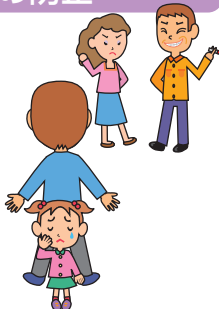


県では、こんな取り組みをしています！

児童虐待の防止

児童虐待防止対策の緊急的な強化を図るため、児童相談所等における児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発や人材養成、児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善などの取り組みを実施しています。

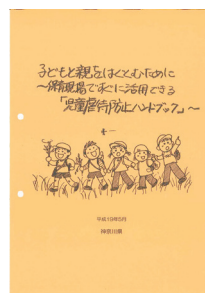
（子ども家庭課）



児童虐待防止ハンドブックの作成

保育現場での早期発見や見守り支援に活用していただくために「子どもと親をはぐくむために～保育現場ですぐ活用できる『児童虐待防止ハンドブック』～」を作成しました。

（次世代育成課）



要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、県内の全市町村に設置され、関係機関が連携して児童虐待等への対応を行っています。

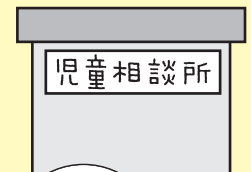
関係機関は、児童福祉関係、保健医療関係、教育機関、警察・司法関係、人権擁護関係、NPO・ボランティア等です。

（子ども家庭課）

児童虐待早期発見に関するチェックリスト

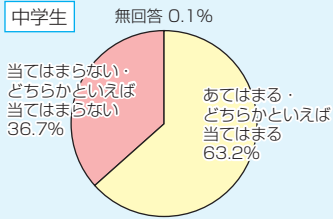
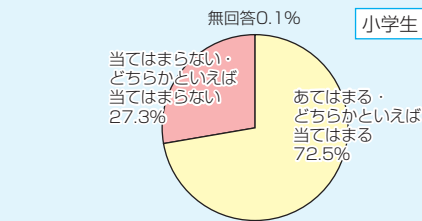
子ども、親、家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」「虐待を疑わせるもの」「虐待の視点を持つ必要があるもの」とし、チェック項目を示しています。「緊急な支援を要するもの」については、児童相談所へ報告してください。

（子ども家庭課）

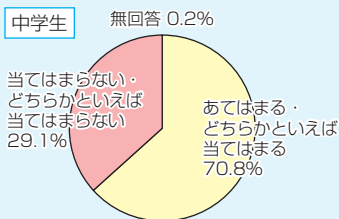
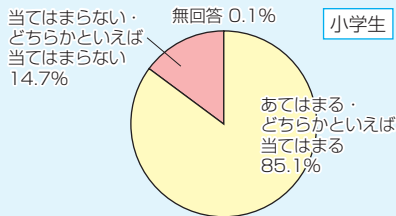


青少年の意識

■ 質問：自分には、よいところがあると思いますか



■ 質問：将来の夢や目標を持っていますか



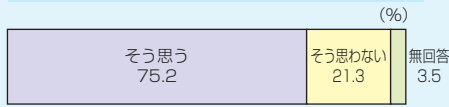
出典：平成22年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

解説

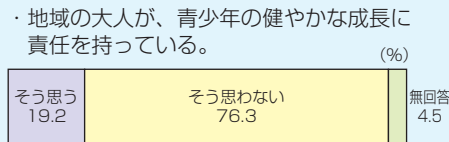
県内の小中学生に「自分にはよいところがあると思いますか」と質問したところ、小学生の27.3%、中学生の36.7%が否定する回答（当てはまらない・どちらかといえばあてはまらない）をしています。「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対しては、小学生の14.7%、中学生の29.1%が否定しています。

大人の意識

■ 青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいですか。



■ 今後10年くらいの間に、神奈川県はどのようになっていくと思いますか。



・子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めている。



解説

平成23年8～9月、県が行った意識調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいですか」と回答した人が75.2%を占めています。一方、神奈川県将来像については、「地域の大人が青少年の健やかな成長に責任を持っていると思う」と答えた人は、19.2%に過ぎませんでした。

出典：平成23年神奈川県「県民ニーズ調査」（県民課）

社会全体で青少年を守り、支え、育てましょう。



青少年がいきいきと輝くための施策いろいろ

青少年科学活動の推進

子どもサイエンスフェスティバルや科学体験教室の開催、地域で活動する科学指導者の養成、インターネット科学館による科学情報の発信を行っています。（青少年課）



おもしろ実験

伝統芸能等普及振興

伝統芸能や民俗芸能に対する理解を深めるため、「能・狂言教室」の開催や、県立高校における相模人形芝居学校交流ワークショップ、小中学生を対象とした日本舞踊と三味線のワークショップなどを実施しています。（文化課）



県では、こんな取り組みをしています！

子どもの社会参画の推進

子ども支援事業者、地域まちづくり実践者及び県が協働し、「特命子ども地域アクター」として養成した中高生をまちづくり現場へ派遣したり、「子ども地域社会参画促進フォーラム」を開催するなど、子どもの社会参画を推進します。

（青少年課）



青少年指導員等への支援

青少年育成に係る地域活動を推進するため、青少年指導員や子ども会の活動への支援を行っています。

（青少年課）



お気軽にご相談を!



青少年サポートプラザ

(神奈川県立青少年センター)

相談専用
電話番号

045-242-8201

【時間】9:00～12:00、13:00～16:00
(月曜日と年末年始を除く)

青少年の悩み

どこに相談したら
いいのかわからない

ひきこもり

家の外に
出るのがつらい

不登校

しばらく学校に
行っていない

非行

夜遊びが
続いている

……青少年サポートプラザのほかにも、様々な専門相談の窓口があります。……

児童相談所全国共通ダイヤル

児童虐待に関わる相談・通報

相談専用電話 **0570-064-000** <近くの児童相談所に電話がつながります>

こころの電話相談

こころの健康に関わる相談

相談専用電話 **0120-821-606** (県) **フリーダイヤル** <政令市の各精神保健福祉センターでも電話相談を行っております>
【受付時間】月～金、9:00～20:45 (祝日・年末年始を除く)

いじめ110番(教育相談センター)

いじめについての相談

相談専用電話 **0466-81-8111** 【受付時間】毎日、24時間受付 (祝日・年末年始を除く)

ユーステレホンコーナー(県警少年相談・保護センター)

非行・犯罪被害・いじめなどの相談

相談専用電話 **0120-45-7867** **フリーダイヤル** ・ **045-641-0045**
【受付時間】月～金、8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

発達障害支援センター かながわA

発達障害のある方の相談

相談専用電話 **0465-81-3717** 【受付時間】月～金、8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

かながわ若者就職支援センター

30歳代までの方の就業支援

来 所 相 談 【住 所】横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル5階
【問合せ】TEL:**045-410-3357** / FAX:**045-312-4306**
【開 所】平日9:30～18:00 土曜10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

問い合わせ先

神奈川県青少年課企画グループ ● 電話 045-210-3840 (直通)

- 手紙で…………… 〒231-8588 神奈川県県民局青少年部青少年課(所在地は省略できます)
※県の施設、市町村の窓口などにある「わたしの提案(神奈川県への提言)」の専用の封筒もご利用いただけます。
この封筒をご利用の際には、封筒のあて先欄に「県民局青少年部青少年課」と明記してください。
- ファクシミリで…… **045-210-8841**
- インターネットで… 上記の青少年課のホームページのお問い合わせフォームをご利用いただけます。